

2. 介護保険法施行法の一部を改正する法律の施行及び特定標準負担額減額認定証等の取扱いについて

1. 介護保険法施行法の公布・施行について

介護保険法施行法の一部を改正する法律（平成17年法律第20号）が平成17年3月31日に公布、4月1日に施行された。その改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりである。

○改正を行うこととした趣旨について

介護保険法の施行の日前から市町村の措置により特別養護老人ホームに入所している者（以下「旧措置入所者」という。）について経過的に講じられている利用者負担の軽減措置は、平成17年3月31日限りで失効することとなっていたが、本軽減措置の対象者が依然として多数にのぼること等から、本軽減措置の終了によって、これらの者の施設利用の継続が困難となることのないよう、本軽減措置を延長するもの。

○改正の内容について

旧措置入所者について経過的に講じられている利用者負担に関する軽減措置について、有効期限を5年間延長する。

○施行期日について

施行期日は、平成17年4月1日からとする。

2. 旧措置入所者の特定標準負担額減額認定証等の取扱いについて

平成16年度に市町村が交付した旧措置入所者の介護保険特定標準負担額減額認定証及び介護保険利用者負担減額・免除等認定証については、改正前の介護保険法施行法第13条に規定する経過措置期間の終了を見込み、有効期限の記載を平成17年3月31日までとしている場合であっても、要介護被保険者である旧措置入所者に係る認定証については、平成17年5月31日まで有効なものとして取り扱って差し支えないこととする。

介護保険法施行法の一部を改正する法律(概要)

- 介護保険法の施行日前に市町村の措置により特別養護老人ホームに入所した者については、施行後5年間に限り、利用料と食費の合計額が法施行前の費用徴収額を上回らないよう負担軽減措置を講じている。
- 今般の改正は、この経過措置について、対象者の状況等を踏まえ、実施期間をさらに5年間延長するもの。

I 現行の経過措置

- 対象者
介護保険法の施行日(平成12年4月1日)前に市町村の措置により特別養護老人ホームに入所していた者
- 負担軽減措置の内容
利用料と食費の合計額が法施行前の費用徴収額を上回らないよう利用料、食費の負担を軽減
利用料:0%、3%、5%、10%
食費:0~300円、300円、500円、780円/日
- 実施期間
法施行後5年間(平成17年3月31日まで)

II 現在の状況及び改正の内容

現在の状況

経過措置終了で負担増となる者が依然として約6万8000人(特別養護老人ホーム入所者の約2割)見込まれる。
これらの者は所得が低く、経過措置終了に伴う負担増により施設利用の継続が困難となることも考えられる。

改正の内容

↓

現行の負担軽減措置の実施期間をさらに5年間延長する。

III 施行期日

平成17年4月1日からとする。